

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	善通寺市

善通寺市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 生活産業部農林課
所 在 地 善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号
電 話 番 号 0 8 7 7 - 6 3 - 6 3 1 6
F A X 番 号 0 8 7 7 - 6 3 - 6 3 5 6
メールアドレス norin@city.zentsuji.kagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、アライグマ、カラス
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	善通寺市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	果樹	938千円 31a
カラス	果樹	1,020千円 37 a
シカ	-	-
サル	-	-
アライグマ ハクビシン	果樹	315千円 2a

(2) 被害の傾向

イノシシによる農作物被害は善通寺町、吉原町、碑殿町での果樹被害が中心である。被害状況アンケートによると、近年水稻への被害は抑えられている。カラスについては櫛梨町、吉原町、碑殿町を中心に果樹被害が出ており、猟友会と連携し、駆除を行っている状況である。ハクビシン・アライグマに関しては、市内全域にて目撃情報があり、大麻町周辺では果樹への被害報告がある。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指標	現状値（令和6年）	目標値（令和10年）
被害金額	938千円	850千円
被害面積	31 a	27 a

カラス

指標	現状値（令和6年）	目標値（令和10年）
被害金額	1,020千円	910千円
被害面積	37 a	33 a

シカ

指標	現状値（令和6年）	目標値（令和10年）
被害金額	－	0
被害面積	－	0

サル

指標	現状値（令和6年）	目標値（令和10年）
被害金額	－	0
被害面積	－	0

アライグマ・ハクビシン

指標	現状値（令和6年）	目標値（令和10年）
被害金額	315千円	280千円
被害面積	2 a	2 a

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	○捕獲奨励事業 ・イノシシ、シカ、サル1頭捕獲につき15,000円を補助 ・ハクビシン、アライグマ、ヌートリア1頭捕獲につき3,000円を補助 ○有害鳥獣捕獲事業 ・狩猟免許所有者の捕獲檻等購入費用を補助（上限3万円） ・有害鳥獣捕獲委託事業（JA果樹部会等に弾代を補助） ○捕獲檻貸出し ・市が檻を購入し、猟友会等に設置と管理を依頼	・有害鳥獣捕獲者の高齢化が進んでいる。 ・若手猟師の捕獲頭数が伸び悩んでいる。 ・農家の担い手不足・高齢化による耕作意欲、被害対策に対する住民意識の低下。

防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫補助）の活用及び善通寺市有害鳥獣被害対策事業（市単独事業）により、ワイヤーメッシュ等侵入防止柵の設置及び捕獲奨励事業の実施。 （実績） 令和５年度 防護柵等：１件 116m 有害捕獲：180頭 令和６年度 防護柵等：０件 0m 有害捕獲：249頭 令和７年度（12月末現在） 防護柵等：2件 234m 有害捕獲：133頭	・過去に地元と善通寺市有害鳥獣対策協議会が管理契約を締結し、侵入防止柵の管理及び修繕を行う事になっているが、設置者の高齢化と後継者問題により今後の管理が困難となっている。 ・被害が多発する地域でも耕作放棄地や被害を直接受けていない農地については柵の設置に消極的であり共同施工が難しい場合がある。
生息環境管理その他の取組	○狩猟免許試験予備講習会受講料補助 ○狩猟免許申請手数料助成事業 ・受験に対しほぼ全額を補助 ○農家に作物残渣除去の普及啓発（実績） 令和５年度 受講料・手数料補助：３件 令和６年度 受講料・手数料補助：３件 令和７年度（12月末現在） 受講料・手数料補助：４件	・放任果樹や収穫残さによる隣地の田畑への食害被害。 ・山際での耕作放棄地の増加による生息域の拡大。 ・狩猟免許保持者数の伸び悩み

（５）今後の取組方針

1. 防護柵は被害が集中する地域を重点的に設置する。
2. 捕獲は全体数を減少させるため、鳥獣被害対策実施隊員等と連携を取りながら生息地域を特定し、効果的な捕獲を実施する。
3. 善通寺市広報やイベントでの啓発活動を中心に狩猟免許取得を推進し、被害発生状況や捕獲状況等の情報共有を図り、総合的な対策が行える体制づくりを目指す。
4. 農業関係団体の協力を得て、広く狩猟免許所持者の拡大を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊員を増員し、体制を強化する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ カラス シカ サル アライグマ ハクビシン	・はこわな等の捕獲機材の導入 ・侵入防止柵等の設置を推進 ・狩猟免許取得の促進
令和9年度	イノシシ カラス シカ サル アライグマ ハクビシン	・はこわな等の捕獲機材の導入 ・侵入防止柵等の設置を推進 ・狩猟免許取得の促進
令和10年度	イノシシ カラス シカ サル アライグマ ハクビシン	・はこわな等の捕獲機材の導入 ・侵入防止柵等の設置を推進 ・狩猟免許取得の促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
香川県第13次鳥獣保護管理事業計画（R4.4.1～R9.3.31）及びイノシシ第二種特定鳥獣管理計画に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	350頭	350頭	350頭
カラス	100羽	100羽	100羽
サル	3頭	3頭	3頭
シカ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	15頭	15頭	15頭
アライグマ	15頭	15頭	15頭

捕獲等の取組内容
狩猟免許所持者の増員を推進し、比較的安全で効果的なはこわなの設置増加に努め、捕獲効率を向上させるためICT機器の導入を推進していく。 有害鳥獣捕獲許可により、イノシシの出没が多い地区を重点に年間を通じ捕獲を実施する。また、カラスの捕獲檻を設置し、カラスの捕獲も行っていく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
本市では有害捕獲におけるライフル銃の使用許可はしていない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
善通寺市	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	防護柵 500m	防護柵 500m	防護柵 500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ	侵入防止柵の管理に関する周知
令和9年度	イノシシ	侵入防止柵の管理に関する周知
令和10年度	イノシシ	侵入防止柵の管理に関する周知

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ カラス アライグマ ハクビシン	遊休農地、放任果樹園対策の啓発活動
令和9年度	イノシシ カラス アライグマ ハクビシン	遊休農地、放任果樹園対策の啓発活動

令和10年度	イノシシ カラス アライグマ ハクビシン	遊休農地、放任果樹園対策の啓発活動
--------	-------------------------------	-------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

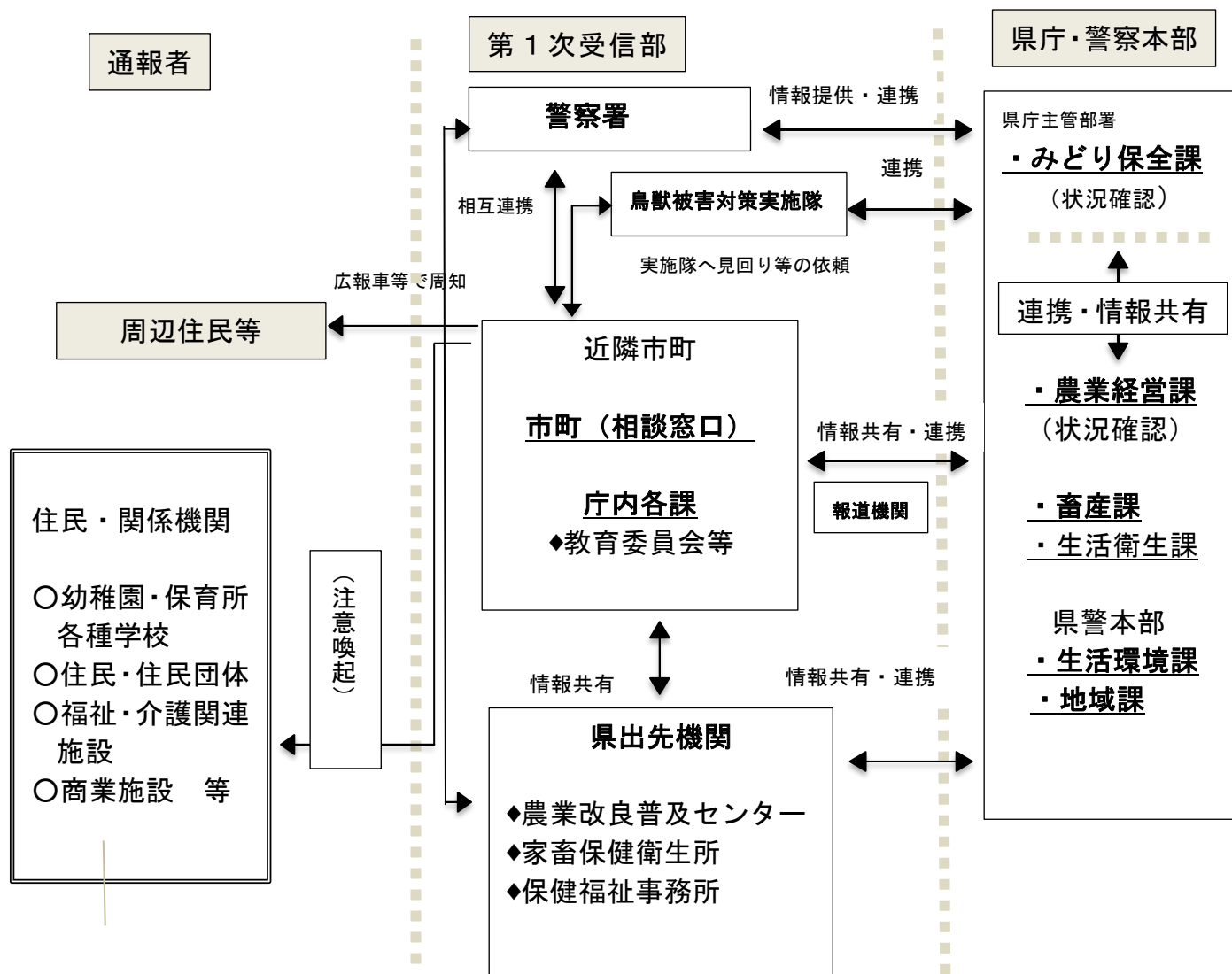
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
香川県	被害分析を行い、被害対策の改善を図る。 関係機関に情報提供を行う。
丸亀警察署	関係機関に情報提供を行う。 被害発生・拡大防止に努める。
善通寺市	関係機関に情報提供を行う。 住民に対する注意喚起を行う。 地区猟友会と連携し有害鳥獣捕獲を行う。
善通寺市鳥獣被害対策実施隊	被害防止のため、有害鳥獣捕獲に協力する。 関係機関と情報提供を共有し、予防措置を実施する。

(2) 緊急時の連絡体制

連絡体制フロー

●想定通報：街中に出没（目撃）による人身の被害の発生又はそのおそれ



※「イノシシなどが出没したときの対応マニュアル」を参考に、善通寺市農林課で作成

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者が止めさし等適切な処理をした後、現場で埋設若しくは処理施設等で焼却処分する。自家消費、ジビエ利用も妨げない。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イベント等でジビエ料理の推進を図るとともに、地区猟友会を中心に積極的にイベント等に参加してもらい、官民一体となったジビエ食品への市民理解を深める。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	善通寺市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
農業者代表（大麻・善通寺・吉原・与北）	協議会運営
善通寺地区猟友会	鳥獣捕獲、技術的助言
善通寺市農業委員会	被害調査、啓発活動
香川県中讃農業改良普及センター	技術的助言
香川県農業協同組合善通寺支店	被害調査活動、鳥獣捕獲協力
香川県農業共済組合仲多度支所	被害調査活動
善通寺市生活産業部農林課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

講習会参加等により捕獲技術の向上に努める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし